

定期性預金規定集

 広島銀行
ひろぎん

お客様へ

このたびは、ひろぎんに定期預金をお預け
いただきありがとうございます。

この規定集には、下記預金の預金規定を収
録しておりますので、ぜひご覧ください。

株式会社 **広島銀行**

目 次

共通規定	1
ひろぎんカード規定（抜粋）	4
期日指定定期預金規定（自動解約入金方式）	5
自動継続期日指定定期預金規定	6
自由金利型定期預金規定（自動解約入金方式）	7
自動継続自由金利型定期預金規定	8
自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（自動解約入金方式）	9
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 単利型	11
自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（自動解約入金方式）	12
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 複利型	13
自動積立定期預金規定	14
自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表	16
マイバースディ定期預金規定	17
年金定期預金ナイスライフ規定	18
自動継続年金定期預金ナイスライフ規定	19
変動金利定期預金規定 単利型（自動解約入金方式）	20
自動継続変動金利定期預金規定 単利型	21
変動金利定期預金規定 複利型（自動解約入金方式）	23
自動継続変動金利定期預金規定 複利型	24
悠悠定期・預金規定（自由金利型定期預金 自動解約入金方式）	25
悠悠定期・預金規定（自動継続自由金利型定期預金）	27
特別金利優遇定期預金規定	29
退職金専用定期預金規定	30
年金式定期預金（マイライフアップ）規定	31
休眠預金等活用法に関する規定	32
盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに 本人確認の取扱に関する特約	35

共通規定

1. (規定に使用する用語の読みかえ)

- (1) この預金を証書式で預入した場合は、規定で使用されている「通帳」を「証書」と読み替えてください。
- (2) 証書に受取欄がある場合は、「当行所定の払戻請求書」として使用します。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。なお、証書でお預入れのときはこの証書と引換えに返却します。

3. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出してください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出してください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出してください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (預金の解約・書替継続)

- (1) 定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、次の方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、当行は責任を負いません。
 - ① ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
 - ② 普通預金（ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

- (2) 前項の払戻し手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、次の方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、カード、通帳または暗証につき事故があっても、この取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① ひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合
- ② 普通預金について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）を保有する預金口座の通帳を使用して、当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行った場合

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第9条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます、第9条第1項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

10. (証書の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前「①」の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 前「①」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (自動継続)

この預金商品並びにこれに付随する各種取引及びサービス等（以下「預金商品等」とい

います。) については、合理的な理由により同預金商品等の内容が変更あるいは廃止となる場合には、当行は、同預金商品等の取扱いを停止し、当行が適切と判断する処理を行うことができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この『共通規定』は、この規定集のすべての定期預金に適用いたしますので、該当する定期預金の規定とともにぜひご一読ください。

ひろぎんカード規定（抜粋）

1. (カードの利用)

- (1) 普通預金（ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合一利用することができます。
 - ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
 - ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ その他当行所定の取引をする場合
- (2) カードは、預金、定期預金等当行所定の商品について、当行が定めた取引を行う際の本人確認を行う場合に本人確認手段として利用することができます。

9. (本人確認)

- (1) カードを、当行所定の端末を通して本人確認手段として利用する場合は、当行所定の操作手順に従って、当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。
- (2) 当行は、第1項により当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。
- (3) 当行所定の取引においては第1項および第2項に加え、当行所定の本人確認書類の提示等当行所定の手続を行うものとします。
- (4) 当行本支店の窓口において、第1項から第3項の本人確認手続を行ったうえで、預金

の払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、第11条、第12条に定める場合にはこの限りではありません。

期日指定定期預金規定（自動解約入金方式）

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは一口100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について通帳記載の据置期限の翌日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店に対してその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満……………通帳記載の「2年未満」利率

② 2年以上……………通帳記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」という）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満……………2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6ヶ月未満……………2年以上利率×50%

④ 1年6ヶ月以上2年未満……………2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6ヶ月未満……………2年以上利率×70%

⑥ 2年6ヶ月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とします。

4. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはで

きません。

- (2) この預金を第2条の満期日自動解約以外の方法で解約（定期預金の一部解約を含む）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

以上

自動継続期日指定定期預金規定

1. (預入の最低金額)

この預金の預入れは一口1万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出してください。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
- ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き継ぎ自動継続の取扱をします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
- ① 1年以上2年未満……………通帳記載の「2年未満」利率
② 2年以上……………通帳記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」

という)

- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しましたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヶ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6ヶ月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6ヶ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約（定期預金の一部解約を含む）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。
以上

自由金利型定期預金規定（自動解約入金方式）

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払額」という。）を、利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された口座に入金します。

- (2) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
 - (3) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

以 上

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中

間利払日に支払います。

- (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取り扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

以上

自由金利型定期預金（M型）規定単利型（自動解約入金方式）

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日のまでの日を満期日と

したこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）といいます。）に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間利払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利払利息定期預金」といいます。）とし、中間利払利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

4. (中間利払利息定期預金)

- (1) 中間利払利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利払利息定期については、通帳への記載、ひろぎんアpri、または<ひろぎん>ダイレクトバンキングサービス等による電子的方法によりご確認いただけます。
- (3) 中間利払利息定期預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- (4) 中間利払利息定期預金の元利金はこの預金とともに上記1.の方法により支払います。

ただし、中間利払利息定期預金を上記1.以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 単利型

1. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2.(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期利払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間利払利息および満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。

- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B. 中間利払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利払利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期利払利息は満期日に元金に組入れ、中間利払利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間利払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期利払利息

は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れて継続します。

- (4) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

4. (中間利利息定期預金)

- (1) 中間利利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利利息定期については、通帳への記載、ひろぎんアプリ、または<ひろぎん>ダイレクトバンキングサービス等による電子的方法によりご確認いただけます。
- (3) 中間利利息定期預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- (4) 中間利利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

以上

自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（自動解約入金方式）

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (2) 預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金は、預入日から1年経過後に一部を1万円単位で解約することができます。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）

および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の一部を預入日から1年経過後に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、一部解約の元金とともに支払います。

この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。
- (3) この預金を預入日から1年経過後に一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 複利型

1. (自動継続及び一部解約)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 預入日（継続をしたときはその継続日）の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日（継続をしたときはその満期日）としたこの預金は、預入日（継続をしたときはその継続日）の1年経過後に一部を1万円単位で解約することができます。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金の一部を預入日（継続をしたときはその継続日）から1年経過後に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、一部解約の元金とともに支払います。

この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。
- (3) この預金を預入日（継続をしたときはその継続日）から1年経過後に一部解約するときは、当行の所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以上

自動積立定期預金規定

1. (預入の方法等)

- (1) 積立式定期預金（以下「この預金」という）の預入れは新規作成時1,000円以上（2回目以降の預入れは1回100円以上）とします。ただし、口座振替の場合は1回1,000円以上1,000円単位とします。
- (2) この預金は、口座振替によるほか現金、小切手、その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 現金自動預入支払機による預入れについては1回あたりの預入れ金額は1,000円以上とし最低預入れ券種は、1,000円券以上とします。

この場合現金自動預入支払機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

2. (口座振替による預入)

- (1) 口座振替により預入れる場合、振替日、振替金額、引落指定口座、引落方法等は、あらかじめ提出された当行所定の「預金口座振替依頼書」記載のとおりとします。
- (2) 口座振替を中止するときは、あらかじめ当店に対しその旨を届出してください。

3. (預入れ預金の取扱)

- (1) この預金口座についてあらかじめ目標日サイクルを指定した口座（以下「リピート型」という）については各預入れまたは継続の都度、指定をうけた目標日までの期間に応じ、後記3.(1)①②の方法により自由金利型定期預金（M型）または、自由金利型定期預金（以下、これらを「定期預金」という）を作成しこの預金に預入れします。

なお、前記にかかわらず預入日から預入日以降最初に到来する目標までの期間が1ヶ月

未満の場合は、次回目標日までの期間に応じ、後記3.(1)①②の方法により定期預金を作成しこの預金に預入れします。

① 預入日から目標日までの期間が2年未満の場合

各預入日に、目標日を満期日とする期間1ヶ月から2年未満までの定期預金とします。

② 預入日から目標日までの期間が2年以上の場合

各預入日に、期間1年の定期預金を作成し、目標日までの期間が2年未満になるまで、

各々その満期日に元利金合計金額をもって期間1年の定期預金を継続して作成します。

- (2) この預金口座についてあらかじめ目標日サイクルを指定されない口座（以下、「シングル型」という）については、各預入れまたは継続の都度、指定を受けた目標日までの期間に応じ次の方法により定期預金を作成しこの預金に預入れます。なお、シングル型の場合、通帳記載の目標日の1ヶ月前まではこの預金の預入れができます。

① 預入日から目標日までの期間が2年未満の場合

各預入日に、目標日を満期日とする期間1ヶ月から2年未満までの定期預金とします。

② 預入日から目標日までの期間が2年以上の場合

各預入日に、期間1年の定期預金を作成し、目標日までの期間が2年未満になるまで、

各々その満期日に元利金合計金額をもって期間1年の定期預金を継続して作成します。

4. (目標日)

- (1) 「リピート型」の目標日は、この預金口座を開設する際にあらかじめ指定された通帳記載の日を初回目標日とし、初期目標日からこの預金を開設する際にあらかじめ指定された目標日サイクルの期間を経過した応答日を第2回目標日とします。第3回以降も同様とします。
- (2) 「シングル型」の目標日は、この預金口座を開設する際にあらかじめ指定された通帳記載の日とします。この場合、目標日はこの預金口座の満期日となります。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間について預入日（または継続日）現在における当行所定の利率によって計算します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、目標日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じたそれぞれの利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の支払時期)

(1) 「リピート型」の場合

この預金のうち満期日が同一の定期預金は、全てその満期日すなわち目標日にその定期預金を自動的に解約し利息とともに支払います。この場合、元利金は、普通預金、当座預金、総合口座定期預金およびこの預金口座のうちあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。なお、定期預金を自動的に解約する際は、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定にかかるわらず、通帳および払戻請求書の提出は

不要なものとして取扱います。

(2) 「シングル型」の場合

この預金は、通帳記載の目標日すなわち満期日以降に利息とともに支払います。

7. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 「リピート型」の場合

この預金を第4条の目標日に自動解約する以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

(3) 「シングル型」の場合

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

8. (通帳の効力)

シングル型の場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳は無効となります。

9. (その他)

この預金について特に定めのない事項に関しては、自由金利型定期預金（M型）規定および自由金利型定期預金規定により取扱いします。

以上

**自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表
(大口定期およびスーパー定期の期限前利率表)**

預入期間 当初約定期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
1ヶ月以上3年未満	普通預金利率	50%	70%	70%	70%	70%							
3年以上4年未満	普通預金利率	40%	50%	60%	70%	90%	90%						
4年以上5年未満	普通預金利率	20%	20%	20%	30%	30%	50%	70%					
5年以上6年未満	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	50%	70%	70%				
6年以上7年未満	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%			
7年以上8年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%		
8年以上9年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%	
9年以上10年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	80%	90%
10年	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	60%	70%	80%	90%

預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点のスーパー定期・スーパー定期300（大口定期の場合は大口定期）の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

マイバースディ定期預金規定

1. (満期日)

この預金は、預入日の1か月後の応当日から1年1か月未満のあらかじめ指定された日を最初の満期日といたします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については上記2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上1年1か月未満……………約定利率×70%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に応じた預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率は上回らないものとします。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳式の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

以

上

年金定期預金ナイスライフ規定

1. (預入対象者)

この預金の預入対象者は、公的年金（国民年金、厚生年金、船員年金、共済年金）の老齢年金・遺族年金・障害年金受給者の方及び当行への年金受取予約サービス申込の方並びに当行と取引が1か月以上の制度上公的年金受給資格のない65才以上のお在日外国人の方とします。

2. (預入限度等)

この預金の預入店は、年金受給者の方は年金振込口座指定店、また在日外国人の方は1か月以上の取引のある取引店1店舗のみとし、50万円以上350万円以下（預入単位1円）でお預けいただくことができます。

3. (預金の支払時期)

(1) この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

(2) 預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円単位で解約することができます。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率によって半年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（預入期間が1年のものは、単利で計算します）

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6ヶ月未満解約日における普通預金の利率

B 6ヶ月以上1年未満.....約定利率×50%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に応じた預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率は上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第3条第1項の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

(3) この預金を預入日から1年経過後に一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

以上

自動継続年金定期預金ナイスライフ規定

1. (預入対象者)

この預金の預入対象者は、公的年金（国民年金、厚生年金、船員年金、共済年金）の老齢年金・遺族年金・障害年金受給者の方及び当行への年金受取予約サービス申込の方並びに当行と取引が1か月以上の制度上公的年金受給資格のない65才以上のお在日外国人の方とします。

2. (預入限度等)

この預金の預入店は、年金受給者の方は年金振込口座指定店、また在日外国人の方は1か月以上の取引のある取引店1店舗のみとし、50万円以上350万円以下（預入単位1円）でお預けいただくことができます。

3. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の年金定期預金ナイスライフに自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) ただし、上記1.の預入対象者資格を失われた場合は、通帳記載の満期日に前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満.....約定利率×50%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に応じた預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率は上回らないものとします。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章によ

り記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

- (3) この預金を預入日から1年経過後に一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

以

上

変動金利定期預金規定 単利型（自動解約入金方式）

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。

この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。

ただし、中間利払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

② 中間利払日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息（中間利払利息が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によつ

て計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満

約定利率×50%

b 1年以上2年未満

約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満

約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満

約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満

約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満

約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満

約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

以 上

自動継続変動金利定期預金規定 単利型

1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の基準によって算出した利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときはその定めによるものとします。この預金の継続後の利率は、別途に連絡します。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2.および3.(1)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3 (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- A 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
 - b 1年以上2年未満 約定利率×70%
- B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6ヶ月以上1年未満 約定利率×40%
 - b 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50%
 - c 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60%
 - d 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70%
 - e 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上

変動金利定期預金規定 複利型（自動解約入金方式）

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の

預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上

自動継続変動金利定期預金規定 複利型

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の基準によって算出した利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときはその定めによるものとします。
この預金の継続後の利率は、別途に連絡します。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2.および3.(1)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記

2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以上

悠悠定期・預金規定 (自由金利型定期預金 自動解約入金方式)

1. (預金の支払時期および自動解約)

- (1) この預金は、預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、または5年後の応当日を満期日とし、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。ただし、預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、または5年後の応当日が休日の場合は、翌営業日を満期日とし上記と同様に取り扱います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)を、あらかじめ指定された期間ごとに分割し、次によりあらかじめ指定された預金口座に入金することとします。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日から

その利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座に入金します。約定日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

④ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

ただし、前①から④による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、前項によりあらかじめ指定された期間ごとに分割された利払額（以下「中間払利息」といいます。）が支払われている場合には、その支払額（中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入期間 当初約定期間		6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1年	普通預金利率	50%							
2年	普通預金利率	50%	70%	70%					
3年	普通預金利率	40%	50%	60%	70%	90%			
4年	普通預金利率	20%	20%	20%	30%	30%	50%		
5年	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	50%	70%	

預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点の大口定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

以 上

悠悠定期・預金規定 (自動継続自由金利型定期預金)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、または5年後の応当日を満期日とし、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）を、あらかじめ指定された期間ごとに分割し、次によりあらかじめ指定された預金口座に入金することとします。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間利利息」といいます。）を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）により計算した利息から中間利利息（利息支払日が複数ある場合は各中間利利息の合計額）を差引い

た利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

(2) 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

(3) 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

(4) 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

ただし、前①から④による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合この預金の利息（前項によりあらかじめ指定された期間ごとに分割された利払額（以下「中間払利息」といいます。）を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合は共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入期間 当初約定期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1年	普通預金利率	50%						
2年	普通預金利率	50%	70%	70%				
3年	普通預金利率	40%	50%	60%	70%	90%		
4年	普通預金利率	20%	20%	20%	30%	30%	50%	
5年	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	50%	70%

預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点の大口定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

以上

特別金利優遇定期預金規定

1. (預金対象者)

この預金の預入対象者は、福祉定期預金の預入対象年金（手当）および障害（厚生・共済）年金、遺族（厚生・共済）年金または労災年金の受給者の方とします。

2. (預入限度額等)

この預金の預入店は、上記年金（手当）振込口座指定店1店舗のみとし、1万円以上300万円以下（預入単位1円）でお預けいただくことができます。

3. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満…………約定利率×50%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて、預入日現在の自動継続自由金利型定期預金（M型）の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第3条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

以 上

退職金専用定期預金規定

1. (預入対象者)

- (1) この預金の対象者は、40歳以上の個人の方で、預金お申込み時点で当行の口座に預金者ご本人の退職金を入金された方とします。なお、他の金融機関にて退職金を受取りの場合でも、当行口座に預け替えいただければ、この預金の対象とします。
- (2) この預金は、退職金をお受取りになれた日から、3か月以内に預入いただくことが条件となります。

2. (預入れの最低金額等)

300万円以上（預入単位1円）でお預けいただくことができます。ただし、預金者ご本人の退職金のお受取額を上限とします。

3. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に、3か月または6か月満期の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。なお、継続後は、金利、その他の全てについて自動継続自由金利型定期預金（M型）に従ってお取扱いします。
- (2) 継続を希望されない場合は、満期日までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。満期日以後については、普通預金利率にてお取扱いします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率によって計算します。
- (2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の普通預金利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

なお、この預金の一部解約はできません。

以上

年金式定期預金（マイライフアップ）規定

1. (預入対象者)

この預金の対象者は、個人の方とします。

2. (預入れの最低金額等)

200万円以上（預入単位1円）でお預けいただくことができます。

3. (預入れの期間)

この預金の預入れの期間は、5年もしくは7年です。

4. (預入れ預金の取扱)

- (1) この預金は、当初1年間の利息を預入日から1年経過後の預入応当日に合計し、預入金額といたします。
- (2) (1)の合計後の預入金額を、1年経過後の預入応当日に、以後奇数月の預入応当日にお受け取りいただく預金と満期日に一括してお受取りいただく預金とに、千円単位で均等に分割いたします。千円以下の端数がある場合は、後者の満期日に一括してお受取りいただく預金に合計いたします。
- (3) (2)の奇数月の預入応当日にお受け取りいただく預金については、下記5.(1)で定める預入期間に応じた受取回数で支払います。なお、受取回数に応じた明細に分割する際は、100円単位で分割のうえ、端数がある場合は最後にお受け取りいただく預金に合計いたします。

5. (預金の支払時期等)

- (1) 預入日から1年経過後より、上記4.(1)(2)の奇数月の預入応当日にお受け取りいただく預金について、預入期間に応じた受取回数で支払います。この場合、上記4.(3)のとおり分割された預金を、奇数月の預入応当日（預入応当日が無い月については、該当月の月末日とします）にそれぞれ利息と合わせあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。なお、受取回数は、5年の場合24回、7年の場合36回となります。
- (2) 残りの満期日に一括してお受取りいただく預金については、証書記載の満期日に自動的に解約し、あらかじめ指定された口座に入金するものとします。
- (3) なお、それぞれの入金口座については、同一店舗内の同一名義の口座のみ指定いただけます。
- (4) なお、この預金の一部解約はできません。

6. (利息)

- (1) この預金の当初1年間の利息は、預入日から1年経過後の預入応当日の前日までの日数について証書記載の利率によって計算し、1年経過後の預入応当日に合計し、預入金額といたします。
預入日から1年経過後の預入応当日以降の利息は、上記4.(3)で定める分割して奇数月にお受取りいただく預金については1年経過後の預入応当日から各々受取る日の前日までの日数、また、上記4.(2)で定める満期日に一括してお受取りいただく預金については1年経過後の預入応当日から満期日の前日までの日数について証書記載の利率によって計算します。1年経過後の預入応当日からの期間が3年未満の場合は単利計算、3年以上の場合は複利計算となります。

(2) この預金は、中途解約することはできません。ただし、以下の理由により止むを得ないものと当行が認めた場合は、これに応じことがあります。

- ① 預金者が死亡したとき
- ② 預金者が天災地変その他不可抗力のため財産の大部分を滅失したとき
- ③ 預金者がこの預金をもってしなければ債務を弁済することができないとき
- ④ その他①②③に準ずる理由があるものとして当行が認めたとき

なお、満期日前に解約する場合は、残存金額について以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。

- ・解約日の普通預金利率

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第6条第2項により解約するときは、証書裏面に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

以上

休眠預金等活用法に関する規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

この規定は休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。

1. (休眠預金等活用法に係る預金)

休眠預金等とは、10年以上入出金等の異動がない預金等のことを指し、当該預金が休眠預金等となった場合、預金保険機構に移管され、民間公益活動の促進に活用されます。

対象の預金種類（以下、「各種預金」という。）は以下のとおりです。

当座預金、総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、期日指定定期預金（自動解約入金方式）、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金、自由金利型定期預金（M型）単利型（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金（M型）単利型、自由金利型定期預金（M型）複利型（自動解約入金方式）、自動継続自由金利型定期預金（M型）複利型、自動積立定期預金、マイバースディ定期預金、年金定期預金ナイスライフ、自動継続年金定期預金ナイスライフ、変動金利定期預金単利型（自動解約入金方式）、自動継続変動金利定期預金単利型、変動金利定期預金複利型（自動解約入金方式）、自動継続変動金利定期預金複利型、悠悠定期預金（自由金利型定期預金自動解約入金方式）、悠悠定期預金（自動継続自由金利型定期預金）、特別金利優遇定期預金、退職金専用定期預金、年金式定期預金（マイライフアップ）、自由満期定期預金、定期積金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金

なお、マル優の適用となっている預金は対象外です。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によ

- り預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ④ 預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。）、繰越があったこと
 - ⑤ 「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第2条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ 各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと
(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
 - (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと
(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - (c) 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性

- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) 預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。）、繰越があったこと
 - (e) 「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
 - (f) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、各種預金について支払が停止されたこと（ただし、当行が把握することができるものに限ります。）
当該支払停止が解除された日
- ④ 各種預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと
（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥ 「ひろぎん総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかの預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、通帳式通知預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
いずれかの預金に係る最終異動日等

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① 各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るもの）を除きます。）が生じたこと
 - ② 各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

- ③ 各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ 各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん ならびに本人確認の取扱に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、個人のお客様の預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ① 盗難された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ② 本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難された通帳等による不正な預金払戻し等)

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合
- (5) 当行が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (6) 当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から本人が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った被害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して本人が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以

上

